資料２－４

大阪府シカ保護管理計画(第３期)
(案)

平成２４年３月

大　　阪　　府

目　　次

1　計画策定の目的及び背景
(1) 背景 …… 1
(2) 目的 …… 1
2　保護管理すべき鳥獣の種類 …… 1
3　計画の期間 …… 1
4　保護管理が行われるべき区域 …… 1
5　生息の現状
(1) 生息環境 …… 2
(2) 生息動向及び捕獲状況
①　生息動向 …… 3
②　捕獲状況 …… 4
(3) 被害及び被害防除状況
①　被害状況 …… 5
②　被害防除の実施状況 …… 6
(4) その他
①　生態系への影響 …… 7
②　隣接府県の保護管理計画の概況 …… 7
③　狩猟者の動向 …… 8
6　保護管理の目標
(1) 大阪府シカ保護管理計画（第 2 期）の評価 ……10
(2) 保護管理の目標 ……10
(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方 ……10
7　数の調整に関する事項 ……10
(1) 有害鳥獣捕獲 ……10
(2) 狩猟 ……10
8　生息地の保護及び整備に関する事項
(1) 生息環境の保護 ……11
(2) 生息環境の整備 ……11
9　其の他保護管理のために必要な事項
(1) 被害防除対策 ……11
(2) モニタリング等の調査研究 ……12
(3) 計画の実施体制
①　合意形成 ……12
②　検討会の設置 ……12
③　広域連絡調整会議の設置 ……12
④　フィードバックシステムの推進 ……12
⑤　狩猟者及び農林業者への普及啓発 ……13
(4) その他
①　資源としての利用の検討 ……13
②　被害対策等の研究推進 ……13
③　動物由来感染症等の調査 ……13

１　計画策定の目的及び背景

(1) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約３割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、33 種のほ乳類と 365 種の鳥類の生息が確認（大阪府野生生物目録 2000.3）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。

大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起こしているものが見られる。

近年、府内においては、ニホンジカ（以下、シカとする）による農林作物等の被害が増加している。被害の大きい市町村では、捕獲や進入防止柵の設置等による防除を行っているが、被害量は依然として高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

また、シカは、これまで淀川以北の北摂地域でのみ生息が確認されていたが、最近においては、隣接府県からの進入により、今まで生息が確認されていなかった南部地域での出没が確認されており、生息区域の拡大による新たな被害の発生が懸念される。

さらに、市街地への出没が多発しており交通事故等も発生している。

一方、シカは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とシカとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

(2) 目的

大阪府では、被害の拡大しているシカ対策を進めるため、「大阪府シカ保護管理計画」（第 1 期、2 期計画）を策定し、市町村や農協、森林組合、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進めてきた。しかし、依然として被害は継続しており、目標であった農林業被害の半減は達成されていない。

このため、引き続き第３期シカ保護管理計画を策定し、シカの捕獲や進入防止柵等の被害対策を総合的に推進し、人とシカの永続的な共存を図る。

２　保護管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するシカとする。

３　計画の期間

平成 24 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までとする。

４　保護管理が行われるべき区域

本計画の対象地域は、過去からシカが生息している北摂地域に隣接府県からの侵入による生息区域の拡大が危惧される南部地域及び突発的な出没の可能性がある市街地の区域を加え大阪府全域とする。

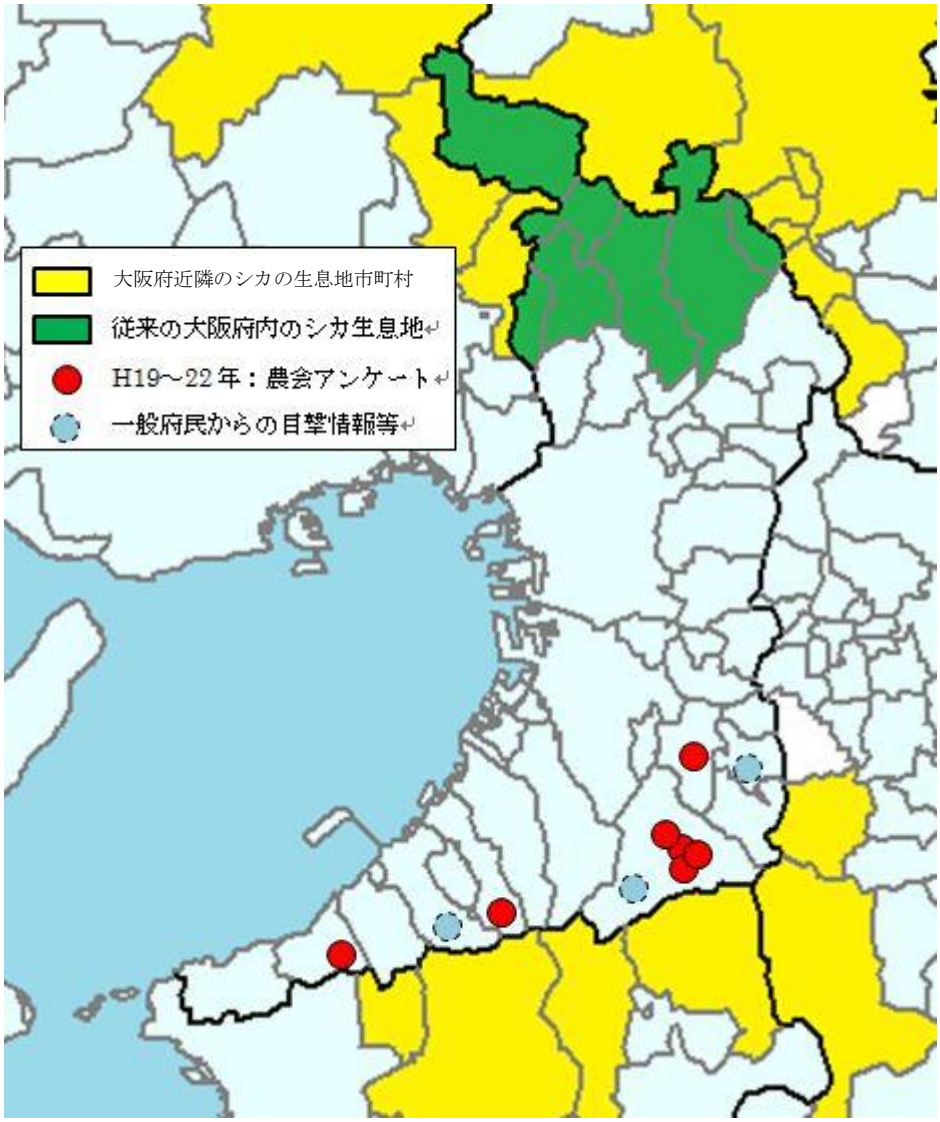

図１　区域図

５　生息の現状

(1) 生息環境

①　地形・気候

大阪府の面積は約 189,000ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.5℃、降水量は 1,306mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 22 年年報）。

②　森林

府域の、地域森林計画対象の民有林面積は 55,154ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 27,035ha、天然林が 25,405ha、その他竹林等が 2,661ha、国有林

面積は 1,095ha となっており、森林面積は府域面積の約 31%にあたる（平成 22 年みどり・都市環境室調）。

③ 鳥獣保護区、銃猟禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,801ha（府域面積の約 6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟法使用禁止区域（銃器）については、73 箇所、12,921ha を指定している。

自然公園については、19,352ha（国定公園 16,758ha、府立北摂自然公園 2,594ha）を指定している(平成 23 年 3 月現在)。

④ 耕作放棄地

耕作放棄地は、シカに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因となっている。農林業センサスによると、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で、府域の経営耕地面積は 1,692ha 減少しており、府域には 1,665ha もの耕作放棄地が存在している。

(2) 生息動向及び捕獲状況

① 生息動向

大阪府に生息するシカは、北部の北摂地域に広く生息しているが近年著しく生息数が増加しており、生息分布域も拡大している。

これまでの調査により、府域における分布は、能勢、箕面、高槻の３地域に分かれており、それぞれ中心部の生息密度が高く、周辺に広がるにつれ密度は低くなっていたが、分布拡大とともにその境界は不明瞭となっている。また、近年、奈良県や和歌山県側から移動してきたと思われるシカの目撃情報が河内長野市や河南町等で多数寄せられており、南部地域への分布拡大が懸念されている。

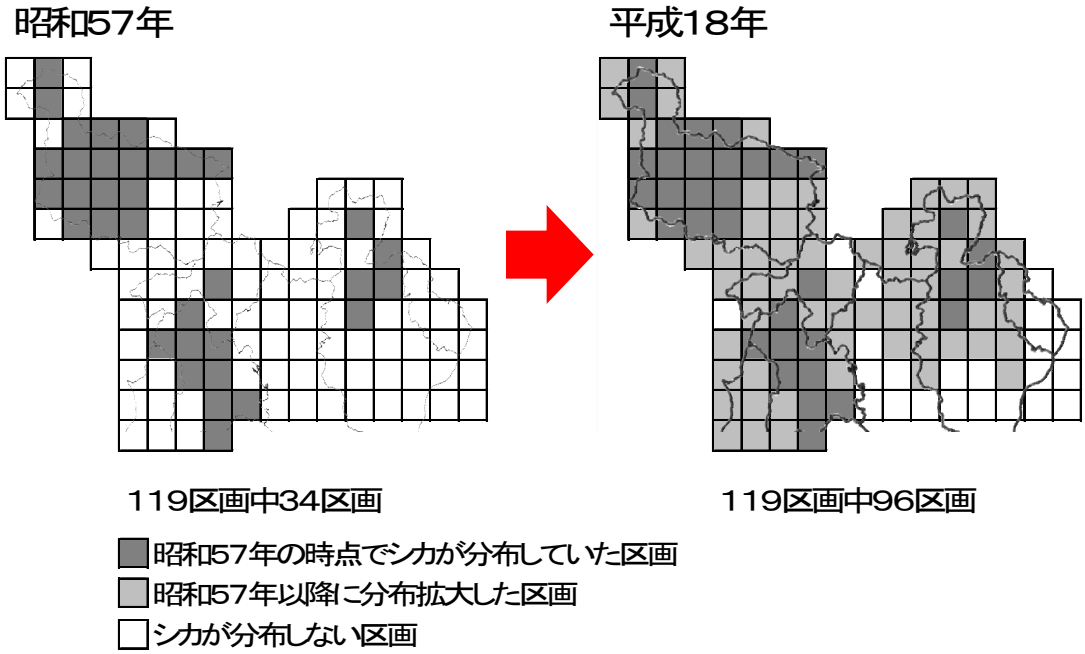

図２　北摂地域での生息分布域の経年変化

推定生息密度については、平成 12 年度に実施した区画法調査の結果では 3.50～5.70 頭／ｋ㎡、個体数推定シミュレーションソフトによる推定生息密度は平成 12 年度が 8.33 頭／ｋ㎡、平成 21 年度が 6.95 頭／ｋ㎡となっている。これら数値は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（環境省）」に示されている「人工林については被害があまり大きくならない密度（２頭／ｋ㎡）並びに天然林については自然植生に目だった影響が出ない密度（４頭／ｋ㎡）」と比較して、生息密度が高いと言える。

なお、推定個体数の算出について、現時点で正確な推定方法のツールがないため、今後、研究機関において推定個体数の算出及びそれに基づく捕獲目標数について検討を進める。

表１　推定生息密度の推移

年度	メッシュサイズ	生息可能面積		生息面積		区画法調査結果		推定結果	
		メッシュ数	生息可能面積(km²)	メッシュ数	生息面積(km²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km²)
S.54	4km²	106	424	44	176	30～60	0.17～0.34		
S.57				34	136	73～200	0.54～1.47		
S.60				37	148	130～365	0.88～2.47		
S.63				47	188	101～341	0.54～1.81		
H.6				78	312	—	—		
H.9				81	324	—	—		
H.11	1km²	333	333	226	226	995～1,201	4.40～5.30		
H.12				240	240	848～1,365	3.50～5.70	2,000	8.33
H.18				273	273	—	—	1,800	6.59
H.21				273	273	—	—	1,900	6.95

② 捕獲状況

大阪府では、かつて、シカの生息数の減少を受けて、昭和 49 年 12 月からオスの捕獲禁止措置を講じた（メスは国において捕獲禁止措置がとられていた）。

しかし、その後、生息数の回復に伴い、昭和 50 年代から農林業被害が増加してきたため、昭和 61 年 12 月、オスの捕獲禁止措置を解除した。

その後、生息頭数の増加・生息区域の拡大により農林業被害が拡大したため、平成 14 年度からは、シカ保護管理計画（第 1 期）を策定し、狩猟によるメスの捕獲を促進するためメスの捕獲禁止措置を解除するとともに、狩猟における 1 人 1 日あたりの捕獲頭数制限をオス 1 頭からメスを含む場合は 3 頭（うちオスは 1 頭まで）に拡大した。

さらに、第 2 期計画の途中（平成 20 年度）からは狩猟期間を 11 月 15 日から３月 15 日までとする一ヶ月の延長を行った。

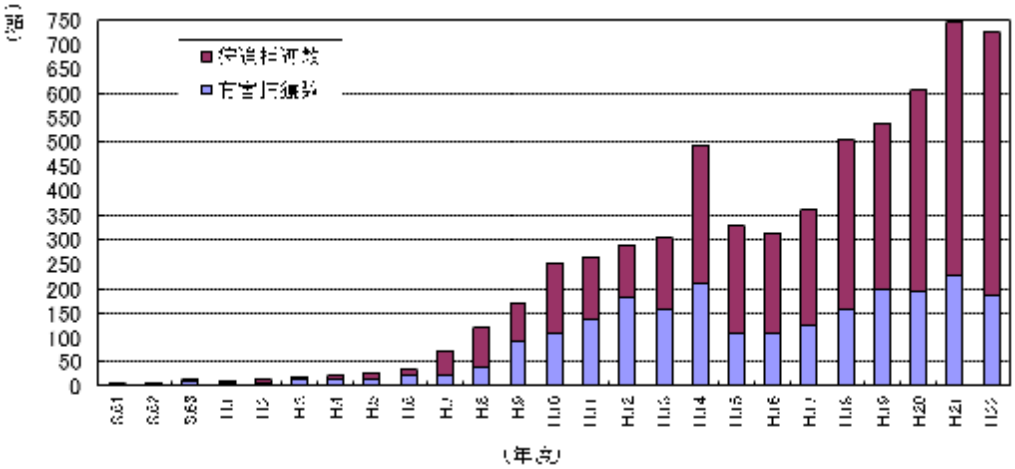

図３　昭和 61 年から平成 22 年までの大阪府内のシカ捕獲数

これらの措置により、狩猟による捕獲数は平成５年度から大きく増加した。

一方、有害鳥獣捕獲による捕獲も増加しており、狩猟と合わせた捕獲数は伸びつづけ平成 22 年度は 725 頭となっている。

シカの捕獲数に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成 12 年度には６割以上を占めたが、その後、狩猟による捕獲が増加し、有害鳥獣捕獲の割合は平成 22 年度には３割程度に下がっている。

第１、２期における個体数調整は、平成 13、18 年度に個体数調整計画を作成し、毎年計画を見直し、必要に応じて修正しながら進めることとした。第２期の当初計画では３年目以降は徐々に捕獲頭数を縮小するものであったが、平成 19・20 年度の捕獲実績が当初計画を大きく上回ったものの生息数に減少傾向が見られなかったうえ、農林業被害の減少も認められなかったため、平成 21 年度の保護管理検討会で計画を上方修正した。

その結果、捕獲実績は見直し後の計画以上であったが、生息数に顕著な減少傾向が見られないことから、第３期でも引き続き高い捕獲圧をかける必要がある。

表２　第２期における個体数調整計画と捕獲実績

年度	H19		H20		H21			H22			H23		
	当初計画	捕獲実績	当初計画	捕獲実績	当初計画	見直し分	捕獲実績	当初計画	見直し分	捕獲実績	当初計画	見直し分	捕獲実績
オス	200	252	200	304	180	300	375	180	300	369	150	300	－
メス	200	191	200	273	180	300	342	180	300	341	150	300	－
不明		95		30			27			15			－
計	400	538	300	607	360	600	744	360	600	725	300	600	－

なお、捕獲の雌雄比は１：１に近づいてきたが、より効果を発揮するためには今後もメスの捕獲比率を高める必要がある。

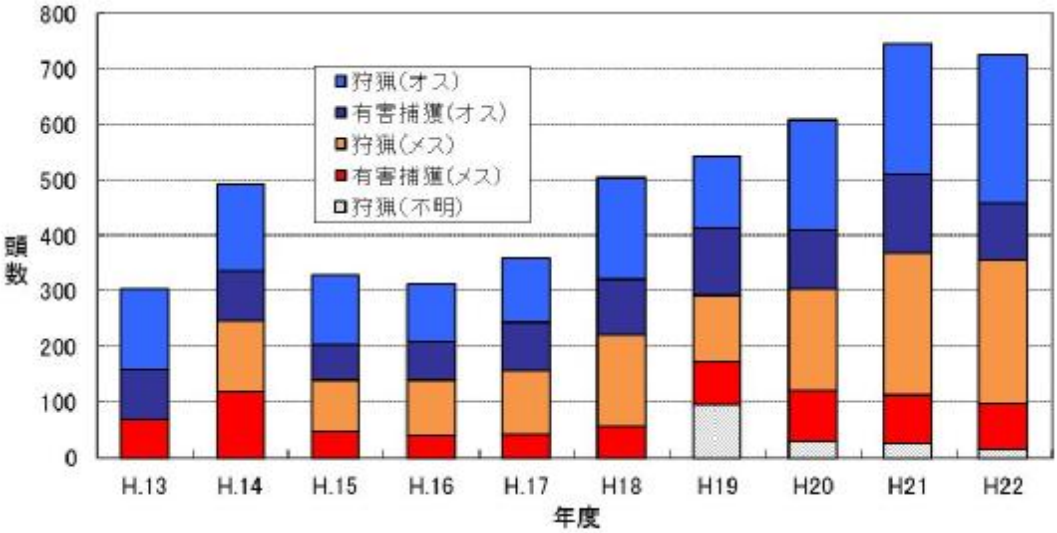

図４　雌雄別捕獲頭数の推移

ＣＰＵＥ（単位努力量あたりの捕獲数=捕獲数÷のべ従事者数）は、平成 15～22

年度の能勢町における銃による有害鳥獣捕獲について調査した結果、増減はあるものの 0.18～0.30 の間で推移しており、依然減少傾向は認められない。

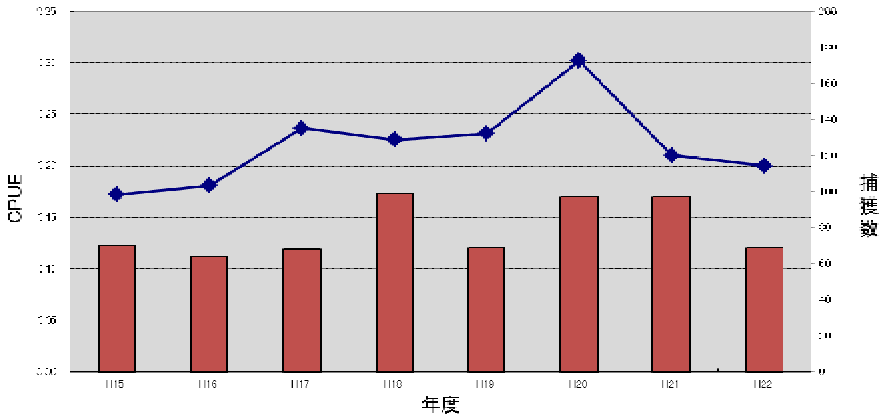

図５　銃による有害鳥獣捕獲のＣＰＵＥ（能勢町）

(3)　被害及び被害防除状況

①　被害状況

ｉ）農林業被害

農業被害では、稲、野菜、植木等に対する摂食や踏み荒らし、林業被害では植栽木幼齢樹への摂食（食害）や剥皮など、多岐にわたっている。

市町村からの報告によると、平成 22 年度の林業被害金額は約〇〇〇千円、農業被害金額は約〇〇〇千円となっており、過去と比較して林業被害が減少しているが、これは新規植栽木への忌避剤散布や防鹿柵による防除効果のほか、新規植栽の減少、植栽木の成長等が挙げられる。

一方、農業被害は著しく増加しており営農意欲の喪失が懸念される。

なお、近年出没が確認されている南部地域では、まだ農林業被害についての報告はないが、シカの被害対策はほとんど行われていないため、今後被害状況の把握が必要である。

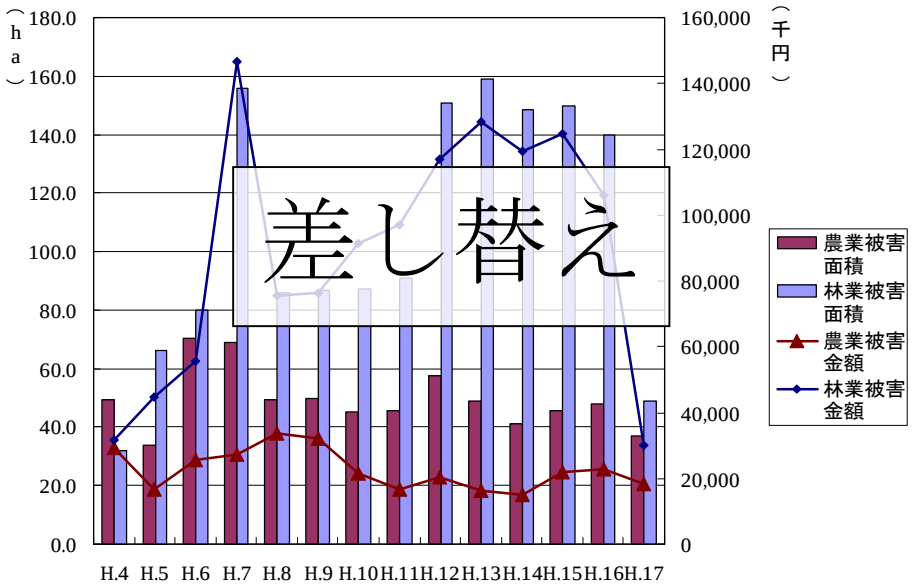

図６　農林業被害面積、金額

ⅱ）人身被害

近年、道路等へシカが出没し、交通事故が発生するケースが急増している。こうした背景には、生息数や生息区域の拡大に加えて山麓の林縁部の刈り払いが行われないなど山から道路等へシカの出没が容易になっている事が要因と考えられる。

② 被害防除の実施状況

野生鹿被害防止対策事業を実施し、防鹿柵の設置や忌避剤の散布等に対する市町村への補助を実施してきた。加えて平成 18 年度からは農業者等が地区協議会を組織し、３戸以上の農家が協力して 2ha 以上の受益農家を対象とし、防護柵等の整備を行う際に、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業（事業期間 H18～H23）を実施している。

また、平成２０年２月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法)」が施行され、被害に身近な市町村が被害対策の主体となれるよう制度が整備された。市町村が被害防止計画を策定し、これに基づき防鹿柵の設置やわな・檻の購入、捕獲鳥獣の処分等の事業を実施した場合、経費の 8 割が特別交付税として交付される。また、法施行と併せて創設された鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な鳥獣被害防除対策を実施できるようになった。

表３　被害対策実施状況（実績）

計画期間			第１期計画					第２期計画			
事業名	対象鳥獣	事業内容	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
野生鹿被害防止対策事業（府単独補助事業）	シカ	実施市町村数	４市町	５市町	５市町	５市町	４市町	４市町	４市町	４市町	２市町
		防鹿柵の設置（km）	61	34	37	55	54	54	33	30	40
		忌避剤散布（ha）	―	11	15	11	10	10	4	3.3	3.3
野生鹿被害防止対策事業（府直営事業）	シカ	防鹿柵の設置（km）	0.2	0.2	0.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1
		森林整備（ha）	1.0	1.0	2.4	1.5	1.3	1.9	0.5	―	―
農作物鳥獣被害防止対策事業（府単独補助事業）	シカ イノシシ	実施市町村数					4市町	8市町	9市町	6市町	5市町
		防護柵の設置(km)					6.6	16.0	34.5	18.5	25.0
鳥獣被害防止総合対策事業（国庫補助事業）	シカ イノシシ	実施市町村数							1市町	2市町	3市町
		防護柵の設置(km)							15.5	13.2	22.1

(4) その他

① 生態系への影響

シカによる生態系への被害は、天然更新の阻害や、下層植生の食害など広範囲にわたっている。

また、現在の生息密度では、特定植物種の消失や著しい減少、不嗜好植物の増加、ブラウジングライン（被食の高さ）の形成等、自然植生への影響が大きいと推測される。

② 隣接府県の保護管理計画の概況

隣接府県の保護管理計画は、隣接する京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県において、シカを対象とした特定鳥獣保護管理計画が策定されている。

③ 狩猟者の動向

シカは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりシカの

数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。年齢構成を見ると高齢化が進行しており、平成 22 年度では 60 才以上の占める割合が約 68%となっている（図 7）。

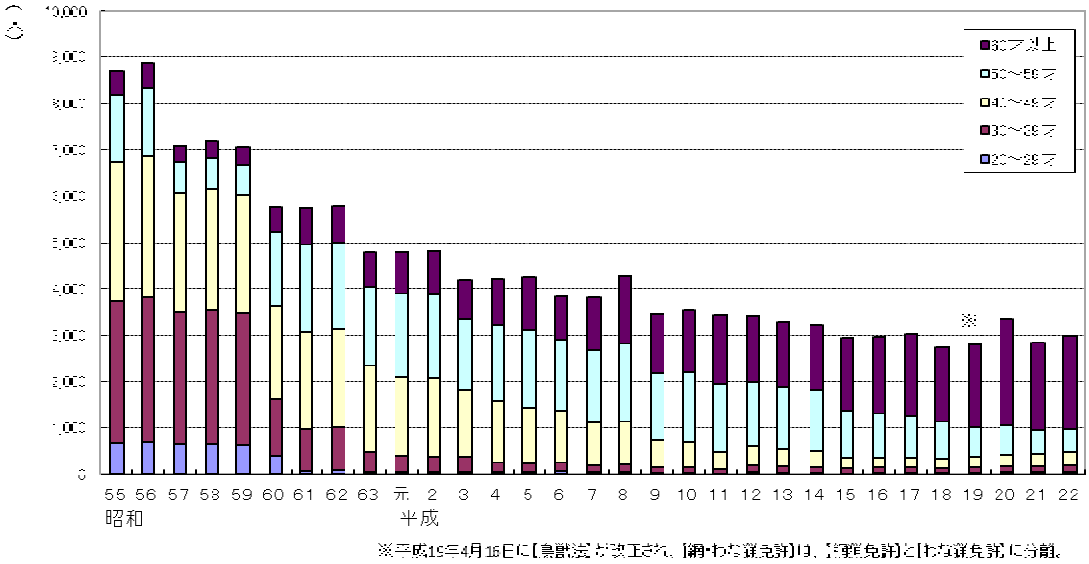

図７　年齢別狩猟免状交付状況（大阪府）

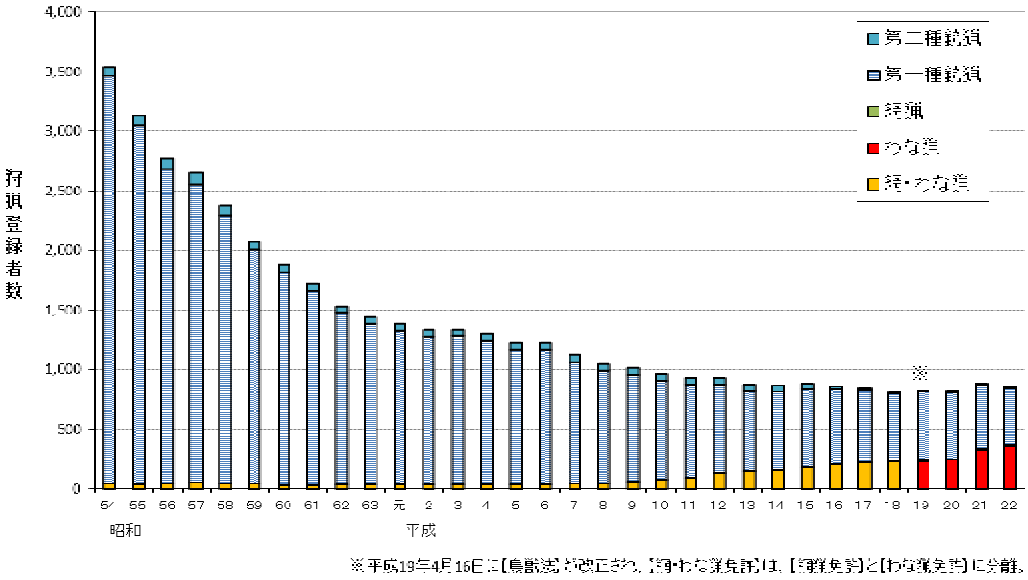

図８　狩猟免状の種類別狩猟登録者数
（免状交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者）

狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり（図 8）、平成 22 年度は 369 名で全登録者の約 43%となっている。また、全捕獲数の 59%にあたる、320 頭をわな猟で捕獲している。

大阪府では、シカ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲におけ

る捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、狩猟者が年々減少・高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

一方、大阪府では、農家が自衛のための捕獲を実施できるよう、狩猟免許の取得促進を図っており、平成 20 年度より狩猟免許試験を年２回実施し、うち 1 回は農閑期に実施している。

このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成 22 年度の狩猟免許合格者 242 名中、わな免許取得者は 178 名となっている。また、その効果もあり、狩猟登録者数（狩猟免許所持者の内、大阪府で狩猟登録をしている者）は年々、減少を続けていたが平成 18 年度の 820 名を最小に平成 22 年度は 864 名と増加に転じた。

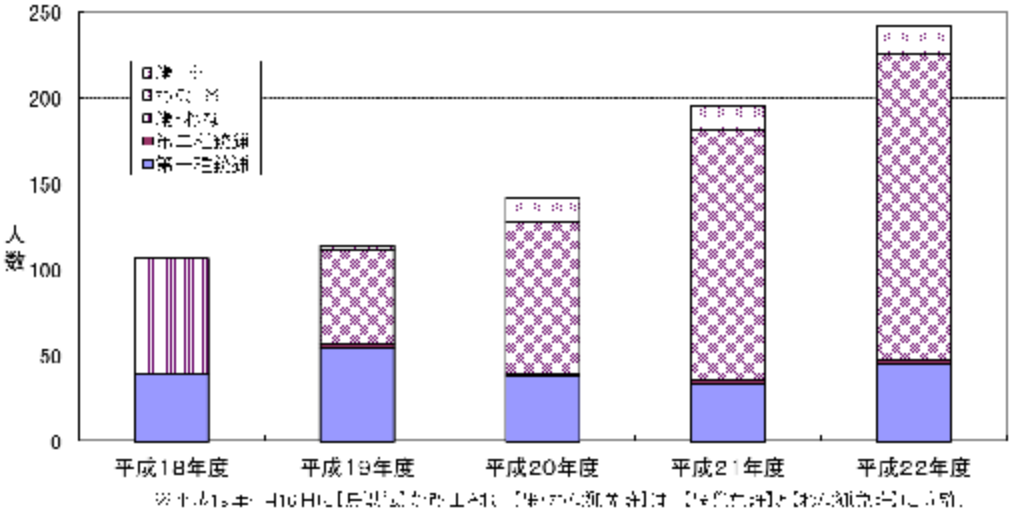

図９　狩猟免許試験の合格者数

６　保護管理の目標

(1) 大阪府シカ保護管理計画（第２期）の評価

第２期計画においては、個体数推定シミュレーションソフトを用い、平成 18 年度の大阪府内の生息頭数を 1800 頭と推定し、計画期間である５年間でシカの生息頭数を半減させるために、年度ごとに捕獲目標数を設定し対策を進めてきた。

その結果、計画当初の捕獲数が 538 頭となり年々捕獲数は増加するとともに、平成 22 年度には 725 頭と目標数を上回る捕獲数となった。

しかしながら農林業被害については被害金額の軽減という目標は達成されていない上に、CPUE や糞粒調査においても減少傾向は認められなかった。

(2) 管理目標

人とシカとの共存を目指すためには、最も問題となっている農林業被害を軽減し、人とシカの軋轢を緩和する必要がある。

現在の農林業被害は、被害金額が約〇〇〇千円、被害面積が〇〇〇ha と、依然として高い水準にあることから、この計画の実施により農林業被害被害金額及び面積の半減を目標とする。

このため、引き続き被害防除対策を実施するとともに、個体数調整を行うこととする。

現状の被害量、及び周辺府県も含めた爆発的な個体数の増加を考慮し、強い捕獲圧を継続して加えることにより個体数の減少を図る必要がある。

個体数調整に際しての捕獲数は、第３期計画では、平成 22 年度の捕獲数である約 700 頭を維持・拡大していくことを目標とする。

また、特に近年、南部地域等、シカの進出が見られる地域においては、新たな生息区域の拡大による農林業被害を防止するため、積極的な捕獲を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

個体数の低減は、現在の捕獲制度を有効に活用するため、有害鳥獣捕獲及び狩猟により行う。

また、シカ個体群におけるメスの比率の高さにかんがみると、個体数の低減を進めるには、メスの捕獲を促進する必要があることから、メスの捕獲を奨励する。

７　数の調整に関する事項

(1) 有害鳥獣捕獲

本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整のための捕獲として取り扱い、被害の発生の有無に関わらず計画的・効率的な捕獲を進める。

(2) 狩猟

生息数の増加を抑え、減少に転じさせるためには、より強い捕獲圧をかける必要がある。

このため、イノシシと同様、狩猟における１人１日当たりの捕獲数の制限をなくし、無制限とする。ただし、銃猟においてはオスは１日１頭までとする。

狩猟期間については、１１月１５日から翌年２月１５日までの狩猟期間を翌年３月１５日までとする一ヶ月の延長措置を継続する。

また、くくりわなについても輪の直径が１２センチメートル以内とする猟法で定められている制限の解除を継続する。

８　生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の設定について、シカの生息環境を保護するため、北摂地域にある２箇所の鳥獣保護区については、指定の継続に努める。また、新規設定、拡大については、地域の実情等を勘案して検討する。

(2) 生息環境の整備

シカは林縁の動物であり、放棄され草原化した耕作地、森林伐採等によって作り出された草地は餌量の多い環境を作り出し、個体数の急激な増加の引き金や高い増加率を維持する基盤となる。したがって、このような環境をできるだけ作り出さない工夫が必要である。

また、下層植生の生産性が非常に高い幼齢造林地は、シカの格好の餌場となり、繁殖率の上昇につながる。しかし、造林木が生長するにしたがって、餌植物は急減し、シカにとって好ましくない環境となってしまう。このため、人工的な生息環境（特に餌環境）の変動を少なくし、可能な限りシカの生息状況を安定化させるような手段を講じることが求められる。

森林整備については、複層林や長伐期施業の促進、適切な間伐の実施等多様な手法による健全な人工林の育成、里山林の再生等により、シカ本来の生息地を確保するものとする。また、天然林については、大規模な皆伐施業は行わないなど適正な森林整備を行い、野生鳥獣の生息環境整備に努めることとする。

植栽に適さない地域や食害が著しいヒノキ等の植栽地、木材等生産林から水源涵養林機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能等を持つ森林への転換が求められている林分については、広葉樹への樹種転換を検討し自然植生の回復を図るよう考慮する。

また、耕作放棄地については、その存在がシカの良好な餌場や隠れ家となり、繁殖を助けるだけでなく、シカを耕作地へ導くものとなっている。このため、耕作放棄地の草地化を防ぎ、人に慣れる訓練の場となることを防ぐため、効果的な対策を講じるものとし、シカが定着しにくい環境の整備やシカの追い払いについて農業普及指導員・林業普及指導員等による普及啓発に努めるものとする。

９　その他保護管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

被害防除対策は、被害等の未然防止を図るための基本的な手段であり、また個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段である。

このため、引き続き、防鹿柵の設置、忌避剤の散布やツリーシェルターによる保護などの防除を進めるとともに、有害鳥獣捕獲の両面から推進していく。

特に、被害が集中している地域について、重点的に被害防除対策が実施されるよう市町村、猟友会等との調整を進める。

防鹿柵は、被害防除対策としては効果の高いものであるが、設置方法の不備、メンテナンス不足により、その効果が認められないものも見られる。そのため、設置及びメンテナンスに関する技術の普及を進めるとともに、その支援体制についても強化し、地域にあって指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

また、広域防除の観点から、個人単位を越え地域一体となった共同防除について、効果的な推進方法を検討する。さらに、防鹿柵のより一層の普及を図るため、安価で手間のかからない維持管理や、景観に配慮した防鹿柵の技術改善を検討する。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングはフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護管理に欠かせない作業であることから、シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、個体数管理の年間実施計画等の検討に反映（フィードバック）させるものとする。

モニタリングとして、毎年度の傾向把握のため、狩猟アンケート、有害鳥獣捕獲個体の解析による動向調査及び生息状況調査を引き続き実施し、長期的傾向の把握に努める。

また、被害状況（区域、面積、金額等）については、市町に報告を依頼する。

シカによる自然環境（生態系）に係るインパクト、例えば特定植物の消失や著しい減少等が報告された場合は、場所、規模等その情報を記録しその後の動向に注意する。

表４　モニタリング内容

項　　目		内　　容	目　的　等	対象地
生息状況調査	生息状況調査	生息域、生息密度、推定生息数、生息地の植生等の調査	長期的な傾向、生息環境の把握	北摂
被害状況調査	被害状況報告	農林業被害の状況報告	各市町における被害状況の把握	全域
	被害意識調査	月毎に市町村担当者への情報収集	被害の実態、変化を把握	全域
捕獲状況調査	有害捕獲報告	有害捕獲における捕獲年月日、場所、サイズ、性別、妊娠有無の報告	捕獲状況（年月日・場所）、ＣＰＵＥ、個体群動向（個体数・生息域・サイズ変化・性比構成・妊娠率）の把握	全域
	狩猟アンケート	狩猟における場所別雌雄別捕獲数・目撃数、出猟日の報告		

(3) 計画の実施体制

①　合意形成

本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進する。

②　検討会の設置

大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室、農と緑の総合事務所及び環境農林水産総合研究所）、関係市町、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者による検討会を設置し、計画内容や実行方法、進捗状況等について検討・評価を行うとともに、検討会メンバーの協力による総合的な取り組みを推進する。

③　広域連絡調整

シカは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援する。

④　フィートバックシステムの推進

モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させるとともに、保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果

を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤　狩猟者及び農林業者への普及啓発

メスが狩猟の対象として好まれることが少ないため、狩猟期における捕獲が進まない可能性もあることから、狩猟者に対し、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて、普及啓発に努める。

また、農林業者の自発的な防除対策を進めるため、被害対策の情報を提供するとともに農業普及指導員・林業普及指導員等による防除技術の普及啓発に努める。

(4) その他

①　資源としての利用の検討

シカ肉については、需要拡大を図るため、有効な活用方法について検討する。

また、シカの歴史的、文化的、自然的価値を再評価し、魅力ある地域づくりの資源としての活用を検討する。

②　被害対策等の研究推進

シカの保護管理を発展させるためには、調査、解析技術の開発や生物学的基礎資料の集積・分析が不可欠であることから、環境農林水産総合研究所など研究機関と連携を図り、効果的な森林施業や忌避剤の使用方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と被害強度との関係の解明（許容密度）等を進める。

③　動物由来感染症等への対応

保護管理を推進する上でシカとの接触が避けられないことから、Ｅ型肝炎等人への感染の予防について普及啓発に努める。